

大東市上下水道局電子入札心得

(趣旨)

第 1 条 大東市上下水道局が電子入札システムを用いて行う契約に係る一般競争入札を行う場合における取扱いについては、地方自治法、同法施行令その他の関係法令、大東市水道事業及び下水道事業財務規程及び契約書(案)の各条項、入札実施要領によるもののほか、この心得を遵守しなければならない。

2 入札参加者は、大東市上下水道局の指示に従い、円滑な入札の執行に協力し、正常な入札を妨げたり、他の入札参加者の迷惑になるようなことを避け、公共事業を推進するにふさわしい態度を常に保持しなければならない。

(入札保証金)

第 2 条 入札参加者は、入札に際し入札保証金として入札金額の 100 分の 10 以上に相当する金銭を納付し、又はこれに代わる大東市上下水道局が認めた担保を納付しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

(入札等)

第 3 条 入札については次のとおりとする。

(1) 入札参加者は、この心得、図面、設計書、仕様書、現場説明書、契約書案及びその他契約締結に必要な条件等を熟覧の上、入札参加しなければならない。この場合において、図面、設計書、仕様書、現場説明書等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

(2) 入札書は公告又は入札実施要領等に示した時刻までに電子入札システムにより提出しなければならない。

(3) 入札書に記載する金額は、取引にかかる消費税及び地方消費税を含まない金額とすること。

(4) 入札参加者は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすること及び同一事項に 2 通以上の入札をすることはできない。

(5) 提出した入札書については書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(入札の辞退)

第 4 条 入札参加者は、入札を辞退することができない。

(公正な入札の確保)

第 5 条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に参加するに当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第 6 条 入札前において、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは入札を延期し、又は取りやめることがある。

2 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

3 局内各課、官公署、報道その他関係機関から当該入札について、談合その他不正行為の存在を有力な証拠をもって通報されたときは前項を準用することができる。

4 大東市上下水道局が止むを得ない事由により入札執行を継続することが困難と認めた場合は、従来の紙を用いた入札に変更することがある。その際にはこの心得は適用せず、別に定める心得に基づき入札を行うこととする。

(入札の無効)

第 7 条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札書が所定の日時を過ぎて到着した入札

(2) 金額を訂正した入札又は金額の不鮮明な入札

(3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(4) システムの不正利用及び IC カードの不正使用により行った入札

(5) 改ざんされた事項を含む入札

(6) 電子証明書を取得していない者が行った入札

- (7) 入札者の資格のない者が行った入札
- (8) 一の入札に対して、2通以上の入札書を提出した入札
- (9) 一の入札に対して、自己が入札参加者として参加しているにもかかわらず、他の入札参加者の代理をした者の入札
- (10) 明らかに連合によると認められる入札
- (11) 関係法令等及び入札実施要領等において示した条件並びにその他の手続に違反した入札
- (12) 必要とする書類を添付しない入札
- (13) 工事費内訳書の不整合及び入札書の金額と異なる入札
(落札候補者及び落札者の決定)

第8条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。ただし、その価格が著しく低い価格であり、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又は社会通念上、公正な取引の秩序を乱すおそれがあると認められるときは、当該落札者を保留あるいは予定価格の制限の範囲内で次に低い価格をもって入札した者を落札候補者とすることができる。

- 2 最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。
- 3 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムのくじ機能によりくじを実施し、落札候補者を決める。
- 4 事後審査型競争入札においては、落札候補者について必要な書類の提出を求め、改めて参加資格の確認を行い、適格者を落札者とする。
- 5 前項の事後審査において不適格者があったときは、次順位者を落札候補者とし、適格者があるまで審査を行う。

(入札の失格)

第9条 予定価格を事前に公表しているので、当該価格を超える入札をした者は失格とする。

- 2 最低制限価格を設定する入札においては、最低制限価格を下回る価格で入札を行った者は失格とする。
(再度入札)

第10条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないとき(最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき)は、本入札を終了する。再度の入札は行わない。

(契約書の提出)

第11条 落札者は、契約担当職員から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から7開庁日以内に契約に必要な書類を添付して、これを大東市上下水道局に提出しなければならない。ただし、契約担当職員の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札者の権利を失う。

(契約保証金)

第12条 落札者は、契約に際し、契約保証金として請負代金額(業務委託にあっては、委託金額)の100分の10以上に相当する金額を納付し、又はこれに代わる担保を提供しなければならない。

- 2 前項の契約保証金について、大東市水道事業及び下水道事業財務規程第146条第2項第1号(契約の相手方が保険会社との間に本局を被保険者とする履行保証契約を締結したとき。)若しくは同項第2号(契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。)若しくは同規程第147条第1号(同規程第121条第1号の規定による国債、地方債)又は同条第2号(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証)のいずれかの場合は、必要書類(債券、保険証券等)を提出しなければならない。

(指定書類の提出)

第13条 落札者は、契約確定の日から7開庁日以内に工事担当者の指定した書類(工程表、現場代理人届、主任技術者届、着工届等)を提出しなければならない(業務委託の場合は、業務委託担当者の指定する書類)。

(異議の申立て)

第14条 入札をした者は、入札後、この心得、図面、設計図書、仕様書、現場説明書、契約書案及びその他契約締結に必要な条件等についての不明又は錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。